

きそむらちくかつせいかけいかく
木祖村地区活性化計画

ながのけん きそむら
長野県、木祖村

平成21年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	木祖村地区活性化計画		
都道府県名	長野県	市町村名	木祖村
		地区名(※1)	木祖村地区
		計画期間(※2)	平成21年度～平成23年度

目 標：(※3)
 木祖村は、長野県木曾地域の最北端にあり、かつては宿場町を中心としてにぎわいを見せていたが、少子高齢化と過疎化が進行し、地場産業である農林業や観光産業が伸び悩んでいる。近年は、木曾川の源流域として豊かな自然に恵まれた土地柄を活かし、中京方面をはじめ関東方面との交流活動を積極的に行っているが、地元特産物の売上額増加等、地場産業の活性化に結び付くまでには至っていない。
 このため、国道19号沿いにある村有地を活用して、地元農産物を中心とした農林水産物直売・食材提供供給施設1棟を建設し、観光客の村内への滞留や誘導を促し、交流人口の増加や農産物の増産に結び付けることで、地場産業の振興を図る。

【活性化目標】 木祖村地区の交流人口を、平成18～20年の実績499千人から、平成21～23年の間で591千人まで増加させる。

目標設定の考え方

地区の概要：

木祖村は、長野県南西部にある木曾郡の最北端に位置しており、周囲は2,000m級の山々に囲まれ、集落の大部分は標高900～1,100mの高原地帯にある。地域面積(14,046ha)のほとんどが森林で占められており、古くより林業と木材関連産業が主産業で、江戸時代には中山道の宿場が現在の藪原地区に置かれたことから、多くの人々と物資が東西を往来した。
 明治22年に藪原、小木曾、菅の3ヶ村が合併して現在の区域となり、農林木工業を中心に栄えたが、高度経済成長期以降、基幹産業である林業や木材関連産業が衰退、地域の若者が流出し、少子高齢化が進んだ。平成12年には国の過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受けた。
 ※【村の人口】昭和45年：4,375人、平成17年：3,361人 / 【村の高齢者率】昭和45年：8.8%、平成17年：33.5%
 いわゆる「平成の大合併」の中で、一度は周辺町村との合併協議に加わったが、平成16年6月に行われた住民意向調査の結果を受け自立を選択、平成20年には住民参加による協議を経て「第4次木祖村総合計画」(計画期間：平成20～29年)を策定した。

現状と課題

【現状】

○村の農業について

農地面積は240haで、主な生産物は白菜とトウモロコシである。白菜は「御嶽はくさい」として知られ、平成13～19年度にかけて長野県事業として小木曾地区西山地籍に圃場42.5haが整備され、生産性が向上した。トウモロコシは、地元農家と藪原地区住民の協働により「ふるさと小包」として7～8月に約1,150箱程が出荷されている。また菅地区では、地元住民により遊休荒廃地の再生によるソバの栽培を始め、平成20年には地粉による乾そばの製品化を実現した。

○村の観光資源について

当村には、旧中山道の難所であった「鳥居峠」(県史跡指定)、レジャー施設「こだまの森」、やぶからは高原スキー場などの観光資源があるが、近年は伊勢湾に注ぐ木曾川の源流域として、友好提携を結んでいる愛知県日進市をはじめ、名古屋市、一宮市など、木曾川下流域との「上下流交流」を積極的に行い、平成20年4月には名古屋事務所、同年11月には名古屋市内にアンテナショップをそれぞれ設置するなど、PR強化を進めている。

【課題】

村内の農業従事者は、一部の白菜生産者を除き小規模な高齢者であり、後継者が不足している。このため、遊休農地や耕作放棄地が徐々に増加している。鳥獣被害防止や農山村の景観形成の観点からも、こうした土地の有効利用が求められており、前述のような農地再生活動の拡大が不可欠である。
 また、観光産業はスキー客の減少が続く一方で、街道ウォーキングやトレッキングブームによる来客が増えつつあるが、村内に滞留する時間が短く、地元事業者への経済効果は少ない。こうしたことから、地元農業と観光関連産業の活性化を結びつける施策が必要となっている。

今後の展開方向等(※4)

- ①当村の基幹道路である国道19号沿いに旧営林署跡地があり、平成19年に村が取得して以来、地元住民らを中心に活用方法を協議してきたが、地域活性化策として特産品直売所建設を望む声が高かったことから、主に下流域から訪れる観光客らの「玄関口」となる観光交流拠点として、農林水産物直売・食材提供供給施設を平成21年度に当該地に建設する。
- ②施設建設後の平成22～23年度には、以下の課題について、それぞれに示す取り組みを実施することで解消していく。
 【遊休荒廃地の解消と農産物の増産】 高齢者の増加や鳥獣被害の拡大、担い手の減少する中、地域全体で高齢者支援を行うとともに鳥獣被害防止諸事業を活用して地域農業者を育成や木祖村営農支援センターの活動を強化し小規模農家の生産体制を支援する。また意欲ある地域農業者へ農地貸与を行い遊休荒廃地を解消するとともに、生産された農作物を施設で販売・利用し、地域全体の農産物生産量、農業所得の向上を図る。
 【観光関連産業の活性化】 主に木曾川下流域から訪れる観光客をターゲットとして、農林水産物と地元食材を使用した料理を提供し、観光客の滞留機会を増やす。また、施設内には村の観光情報提供コーナーを設置し、観光客の村内観光施設等への誘導を図る。
 【地域住民への食料品提供】 施設設置予定の藪原地区では、生鮮食品を扱う店舗が減少している。隣接するJR藪原駅は、地域コミュニティバスの発着地点でもあることから、村内住民にも利用しやすい青果店として、「地産地消」の拡大を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
木祖村	木祖村地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	木祖村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
木祖村	木祖村地区	地域活性化・生活対策臨時交付金事業(H20繰越事業)	木祖村	旧藪原営林署庁舎解体工事(H21)
木祖村	木祖村地区	地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業	木祖村	防音壁外構工事(H21)、本事業の村負担分(H21)
木祖村	木祖村地区	木祖村名古屋出張所運営事業	木祖村	木祖村単独事業(H20年度より継続)
木祖村	木祖村地区	地域間交流施設整備事業	木祖村	こだまの森グラウンド整備(H19～21)
木祖村	木祖村地区	H21年度長野県「地域発・元気づくり支援金」補助事業	菅・吉田地域自治協議会	きさらぎブランド創生プロジェクト
木祖村	木祖村地区	H21年度長野県「地域発・元気づくり支援金」補助事業	菅・吉田地域自治協議会	「菅古道の炭焼き」復活と地産地消特産品開発事業

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

木祖村地区(長野県木祖村)	区域面積(※2)	14,046ha																						
区域設定の考え方(※3)																								
<p>①法第3条第1号関係： 木祖村の区域面積は、14,046haであり、そのうち農林地面積は12,629haで、89.9%を占めている。また、第1次産業従事者は、7.3%を占めており、地域の重要な産業となっている。</p>	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">産業別就業人口</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業人口(人)</td> <td>木祖村</td> <td>1,831</td> <td>1,663</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td></td> <td>189</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td></td> <td>10.3%</td> <td>7.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2005国勢調査報告より</p>		産業別就業人口						平成12年	平成17年	就業人口(人)	木祖村	1,831	1,663	第1次産業		189	122	比率		10.3%	7.3%		
産業別就業人口																								
		平成12年	平成17年																					
就業人口(人)	木祖村	1,831	1,663																					
第1次産業		189	122																					
比率		10.3%	7.3%																					
<p>②法第3条第2号関係： 2000年国勢調査では3,596人であった人口が、2005年同調査では3,361人となり、235人(6.54%)減少し、高齢化率は4.4ポイント上昇している。 「人口減と高齢化」は、当地域全体の傾向であり、地域の活性化を図るには交流促進が重要な施策である。</p>	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">定住関係</th> <th>参考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2000国勢</th> <th>2005国勢</th> <th>増減</th> <th>2009県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木祖村</td> <td>人口(人)</td> <td>3,596</td> <td>3,361</td> <td>△235</td> <td>3,182</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>29.1%</td> <td>33.5%</td> <td>4.4%</td> <td>35.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※「2009県」とは、長野県情報統計課『毎月人口移動調査』による平成21年4月1日現在の数値を示したもの</p>		定住関係				参考			2000国勢	2005国勢	増減	2009県	木祖村	人口(人)	3,596	3,361	△235	3,182	高齢化率	29.1%	33.5%	4.4%	35.8%
定住関係				参考																				
		2000国勢	2005国勢	増減	2009県																			
木祖村	人口(人)	3,596	3,361	△235	3,182																			
	高齢化率	29.1%	33.5%	4.4%	35.8%																			
<p>③法第3条第3号関係： 当村内には、都市計画法に基づき策定された都市計画がないことから、既に市街化を形成している区域はないと判断する。</p>																								

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

長野県と木祖村により、計画終了年度の翌年度(平成24年度)に、以下の目標についてその達成状況を検証する。

【検証する目標】

木祖村地区の交流人口を、平成18～20年の実績499千人から、平成21～23年の間に591千人まで増加させる。

【検証方法】

本計画により建設する農林水産物直売・食材提供供給施設を含め、計画期間内における木祖村地区の観光施設等の利用者数を「長野県統計書」によって把握する。

上記の方法により把握された数値を基に、学識経験者を含む地域住民代表者で組織された第三者委員会により、目標達成の可否について検証するものとする。

なお、検証結果は、村の公報及びホームページへの掲載によって行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。